犬・猫の避妊去勢手術には、市からの補 助があります

動物の愛護と適正な管理を啓発し、人と犬や猫 との共生社会の実現を図るため、犬・猫の避妊及 び去勢手術補助金を交付しています。

申請方法の詳細については、環境課の窓口また はお電話にて、事前にご相談ください。

■補助対象者

市内に住所を有し、市税を完納している方

■補助対象動物

対象者が飼育する犬・猫とし、毎年度一世帯あたり犬1頭及び猫1匹になります。ただし、犬については、補助対象年度に狂犬病予防法に規定する登録及び狂犬病予防注射を受けている必要があります。

■補助金の額

避妊手術 犬 5,000円、猫 4,000円 去勢手術 犬 4,000円、猫 3,000円

■問い合わせ先

環境課 ☎(32)8898

リユース食器でエコなイベントを

市内で実施されるイベントにおいてリユース食器(繰り返し使用することができる飲食食器)を用いて飲食品を提供する団体に対し、リユース食器のレンタル費用の一部を補助します。

■補助対象団体

自治会、商工会、学校、観光協会、民間非営利団体(NPO)等の市内団体

■補助金額

リユース食器のレンタル費用の2分の1の額 (上限30,000円・100円未満切り捨て)

※リユース食器の紛失または破損等による弁償額 については補助の対象から除きます。

※予算の範囲内での交付となります。

■申請方法

必要書類を事業実施日の14日前までに環境課に 提出してください。

※詳しくは、環境課までお問い合わせください。

市営墓地のお供え物は 必ずお持ち帰りください

お墓参りのシーズンとなりますと、カラス等が放置されたお供え物を荒らし、周囲に撒き散らしてしまいます。

また、市営墓地の一角に、お供え物や供花等を放置していく ことは絶対にお止めください。 不法投棄の温床となり、近隣地 域住民の方にもご迷惑をかけて しまうことになります。

お墓へのお供え物は必ず持ち 帰り、処分してください。

地域住民、他の利用者の方、 ご先祖様のためにもご協力をお 願いします。



不法投棄の様子

事業所から出るごみはごみス テーションへは出せません

家庭から出るごみ以外はすべて事業所ごみです。飲食店や店舗、事務所などから出るごみ(事業系一般廃棄物)は、一般家庭用のごみステーションには出せません。これらのごみは事業者自らの責任において適正に処理していただくことが原則です。事業者の皆様には、次のいずれかにより処理されますよう、ご理解とご協力をお願いします。

■一般廃棄物収集運搬許可業者 に委託する

それぞれの事業者が許可業者 と契約し、排出する方法です。 排出曜日・時間、排出場所、排 出方法などは、収集許可業者と 相談のうえ取り決めてください。 (収集許可業者については環境 課までお問い合わせください。)

■自ら処理施設に搬入する

事業者が自ら市の処理施設等 に運んで処理する場合は、適正 な分別にご協力ください。

廃棄物監視員を募集します

市内の廃棄物の不法投棄を防止するとともに、良好な生活環境の保全を図るため、廃棄物監視員を設置しています。

■勤務内容

市内を巡回し、不法投棄物の 回収及び不法投棄に関する情報 の収集を行うこと。また、廃棄 物の不法投棄者発見に努めるこ と。

■勤務形態等

- ・1月につき8日間勤務
- ·午前9時~午後4時
- · 日給7,000円

■募集条件

- 市内国分寺地区在住の方
- ・75歳以下の方
- ・任期2年 (継続任用あり)
- 4月1日(月)から勤務できる方

■募集定員 2名

■応募方法

3月20日休までに履歴書をお 持ちのうえ、環境課窓口へ直接 提出してください。

■問い合わせ先

環境課 ☎(32)8898